

3級水先人の実務教育について

1. 目的

免許取得直後の新人3級水先人については、次の実務経験を補うことによって、安全かつ円滑な水先業務の遂行に資する観点から、単独での水先業務開始に先立ち、「水先区における実務教育」を実施する。

- ・操船実務経験
- ・関連知識の応用経験
- ・ユーザー対応経験

2. 実務教育の内容と期間

実務教育は、第1項の目的を勘案すれば、指導水先人立会の下、2人乗りで水先業務を実施する「実船訓練」が中心になるが、長期間にわたり新人3級水先人が訓練を受けることや指導水先人が訓練支援のために水先業務の機会を失うことは不合理であるため、1年を超えない期間とする。

(注) 実務教育における実船訓練以外の教育事項については別途検討する。

(1) 実船訓練の具体的内容(別紙1～3参照)

水先区を複数の区分(区域又はルート)に分割し、指導水先人立会の下で実船操船の経験を積み重ね、評価判定に合格した区分から、順次、独り立ちするシステムとする。

(注) 訓練区分の分け方や評価事項は、各水先区の事情を考慮して設定する。

(2) 実船訓練の進め方(回数は例示)

①指導水先人が実施する水先業務の見学：5回

②指導水先人立会下での部分的な水先業務の実施(部分操船)：15回

③ // 全面的な水先業務の実施(単独操船)：10回

④評価判定のための単独操船：5回

(注1) 評価判定で合格すればその区分での単独業務を可能とする。

(注2) 合格した区分の水先業務と並行し、順次、次の区分の訓練を進める。

2番目以降の区分では、上記の②と③について、最初の区分よりも実施回数を減ずることも可能である。

3. 関連事項

実務教育の確実な実施を確保した上、新人3級水先人が不安なく教育を受けることができ、かつ、これに携わる指導水先人の積極的な協力が得られるよう、実施運営体制づくりを行うために、関連規定(水先人会会則、水先約款など)の整備が必要である。